

国立大学法人横浜国立大学教員人事の基本方針

令和2年4月23日
人事委員会決定

国立大学法人横浜国立大学（以下「本学」という。）の基本理念に則り、公正かつ適切な人事制度を確立するため、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン（平成31年2月25日文部科学省）」を踏まえ、ここに本学の人事の基本方針を定める。

第1. 教員選考の基本原則

- (1) 人格が高潔で識見が優れ、専門分野における研究能力あるいは実務経験、教育経験及び教授能力、社会的活動その他を総合的に判断して教員の選考を行う。
- (2) 本学の基本理念の本質を理解し、将来にわたって教育、研究、社会貢献に寄与し得る教員の登用を図る。
- (3) 若手・女性・外国人を積極的に採用するとともに、教育研究の活性化のため、テニュアトラック制度や混合給与制度、クロスアポイントメント制度等を活用する。

第2. 人事計画の決定

- (1) 部局長は、予め学長と協議し、大学全体の将来構想を踏まえた部局の人事計画を策定する。
- (2) 学長は、部局の人事計画について人事委員会に諮る。人事委員会は、この人事計画の妥当性に関する審議を行う。
- (3) 学長は、人事委員会の審議結果に基づき人事計画の承認の可否を決定する。

第3. 教員の選考方法

- (1) 部局長は、学長の人事計画の承認を受け、部局の選考委員会で策定された公募要領を学長に協議し、承認を得る。
- (2) 部局長は、学長から承認を受けた公募要領について教授会で承認を得たうえで、公募を開始する。
- (3) 部局長は、部局の選考委員会及び教授会で審議し承認を得た採用等候補者について、学長と協議する。
- (4) 学長は、採用等候補者について人事委員会に諮る。人事委員会は全学的な人事方針に合致した採用等候補者であるかの審議を行う。
- (5) 学長は、人事委員会の審議結果に基づき、採用等候補者の採用等の可否を決定する。

第4. 学長の役割

学長は、教員の人事全般を統括する。

第5. 人員管理

- (1) 人員管理に関しては、中・長期的計画を策定するとともに、適切な学内資源の配分を行う。
- (2) 最小の人員で最大の効果を上げることを基本とした人員と配置の適正化を図る。
- (3) 競争的資金等の活用や混合給与制度、クロスアポイントメント制度等を活用した教員の採用を推進する。